

ひとり親のための移動café「つばめカフェ」



みんなでつくろう大船渡 市民活動の輪 第116回

市は、ともに協働するまちづくりを目指しています。
このコーナーでは、大船渡市市民活動支援センターの協力のもと、市内の市民活動団体やイベント情報などを紹介しています。

ひとり親家庭の多くは、子育てと生計を一人で行わなければならず、子育てや生活のことなどさまざまな場面において問題を抱えているという現状があります。つばめカフェは、「ひとり親同士の交流の場が少ない」という母子家庭の声が多かったことがきっかけで企業の支援を受けて始まった、気軽に参加できるひとり親のための移動カフェです。

この日の催しは「手作り布ペンダントづくり」。カフェの名にふさわしく、コーヒーやお茶を飲んだり、お菓子を食べながら、和やかな雰囲気で開催し、交流を深めました。

ひとり親の心情をサポートしたい（大船渡市母子専福協 会長 米田千賀子さん）



「気軽に参加できるような空間を作りたい」と米田会長は話していました。

ひとり親の皆さんは、子育てや仕事、家事など、いつも忙しく、また、悩みや愚痴をなかなか相談できない環境にあります。しかし、集まると、気兼ねなく話せる空間があることによって、同じ悩みを共有することができ、打ち明けただけでほっとすることがあります。

また、各回の内容は参加者で決めていきます。ヨガ教室やマニキュア教室をやりたいという声もあり、できるだけ参加者の意見を取り入れて開催していきたいです。

参加者へ感想をお聞きしました

参加者と話をすることで、



和やかな雰囲気で行われた「手作り布ペンダントづくり」

「みんな同じように悩みながら頑張っている」という安心感がある。自分の立場を肯定的にとらえられるようになり、前向きに考えられるようになった。

今回初めて参加したが、普段子育てでなかなか自由な時間がない中、自分にとってご褒美の時間になった。想像していたよりずっと和やかな雰囲気です、来て良かった。

開催日程などの問い合わせ先
大船渡市母子専福福祉協会
垣下 ☎09055660088

令和6年4月こそだてシップイベント

- ▶対象=妊婦さん、未就学児とその保護者、きょうだい、ご家族(気仙地区以外にお住まいの人も利用できます)
- ▶開所時間=午前10時～午後3時(祝日の他、水、土、日曜日に休みとなる場合があります)
- ▶会場=大船渡市子育て支援センター「すくすくルーム」(サン・リア2階)
- ▶その他=イベント・開所日は、変更となる場合があります。最新情報は、ホームページ、つばきっずを確認ください。
- ▶予約・問い合わせ先=NPO法人こそだてシップ(☎080・3333・5689)
※利用予約は公式LINEからもできます。

期 日	行 事 名
2日(火)10:30~12:00	女性等就業相談員によるおしごと相談 ※無料、予約優先
4日(木)10:00~14:00	ハーフバースデー・誕生月撮影会 ※無料、申込不要
9日(火)11:00~11:30	おはなしころりんの読み聞かせ ※無料、申込不要
13日(土)10:30~11:00	パパと一緒にリズム遊び ※無料、申込不要
16日(火)10:30~12:00	女性等就業相談員によるおしごと相談 ※無料、予約優先
16日(火)13:00~14:30	アロマハンドトリートメントの日 ※無料、予約優先
21日(日)10:30~11:00	パパと一緒に運動遊び(1カ月健診後~12カ月のお子さん)※無料、要予約
23日(火)10:00~14:00	ハーフバースデー・誕生月撮影会 ※無料、申込不要
	助産師ベビーサロン(1カ月健診後~6カ月のお子さん)※ミニ講話や助産師とのお話(おくるみなどをお持ちください)※無料、要予約
	ベビーサロン(7カ月~12カ月のお子さん)※ミニ講話や創作など※無料、要予約、5組まで



子ども救急相談電話
夜間にお子さんの具合が悪くなったときは、電話相談を利用しましょう。

▶電話相談番号=☎#8000(携帯電話からも相談できます) ☎019・605・9000(ダイヤル式電話、PHS、IP電話用)
▶受付時間=午後7時~翌朝8時(年中無休)
※午後11時~翌朝8時は、こども夜間ケアダイヤルとしての対応となります。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を始めます

パートナーや家族の多様なあり方について、市民一人一人が多様性を理解し受け入れることで、誰もが自分らしさを互いに認め合い、暮らし続けたいと思えるまちとなることを目指し、4月1日から「大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始します。

○パートナーシップとは?
お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した2人の関係をいいます。

○ファミリーシップとは?
パートナーシップにある2人が、お互いの子や親(養子・養親を含む)とも家族として協力し合う関係であることをいいます。

○宣誓制度について
パートナーシップの関係にある2人が、お互い

にパートナーであること、また、お互いの子や親が家族関係にあることを市へ宣誓した場合、市は「宣誓書受領証」を交付します。

○宣誓するとどうなるのか
婚姻関係や親子関係についての、法律上の権利や税制措置などの効果は生じませんが、対外的に家族関係にあることを説明しやすくなります。また、宣誓書受領証を提示することで、行政などが行っているサービスを利用するに当たり、家族と同様の配慮が受けられます。

○受けられるサービスの例
公営住宅への入居、公立病院における病状説明や面会など

▶問い合わせ先=男女共同参画室(☎内線278)
※詳細は市ホームページをご覧ください。市ホームページ

